

令和3年度 臨時金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所	令和3年10月1日(金) 金沢市第一本庁舎7階 第3委員会室
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 米田 満(公認会計士) 委員 深田 宰史(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 栗田 真人(弁護士)
次第	1 開会 2 報告案件 (1) 本市発注工事における官製談合防止法違反等事件について 3 審議案件 (1) 入札制度の見直しについて ～官製談合防止法違反等の事件を受けて～ ア 変動型最低制限価格制度の導入について 4 閉会
審議内容	別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	別紙のとおり

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市総務局監理課 工事契約係
 電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

金沢市発注の土木工事を巡る官製談合防止法違反等事件を受け、変動型の最低制限価格制度を試行導入することについては、以下の事務局案のとおり概ね妥当と考える。

- ・令和4年4月に導入する。
- ・結果の検証も必要なため、1年間試行的に導入する。
- ・工事請負契約のみを対象とする。
- ・算出方法（変動幅、変動単位、変動パターン数）については公表する。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 ランダム係数型の最低制限価格制度の導入について</p> <p>○ 品質の確保と落札額を抑えることの両立は難しいと思うが、ランダム係数を導入した場合、落札率が高くなってしまふ懸念はないか。ランダム幅の設定とも大きく関係すると思うが、どのように考えているか。</p> <p>○ 本制度導入済みの中核市においては、上下の変動を設定しているところが多いのか。 また、試行導入時は工事請負契約に限定するとのことだが、対象を拡大していく考えはあるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘のとおり、品質の確保と落札率への影響という両面から、現行の最低制限価格を基準額として「上下の変動」を設定し、算出する仕組みを想定している。また、本制度を導入済みの他都市の状況や事業者による積算意欲等を考慮し、比較的狭い変動幅を採用したいと考えている。これらの試行実施結果を検証した上で、本格導入を目指したい。 ・ 導入済みの中核市においては、上下の変動を採用している事例が多く見受けられる。 最低制限価格算出にあたり、現行では工事請負契約のみが千円単位での丸めを行っており、同価格付近での競争件数が圧倒的に多くなっている。一方、コンサルなどの委託契約では1円単位で算出しているため、このような状況にはなく、当面は対象を拡大することは考えていない。